

第3 「法人税基本通達の一部改正について」 通達関係

令和5年9月21日付課法2-17ほか2課共同「法人税基本通達の一部改正について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（経過的取扱い(3)…特定会計処理に準ずる会計処理）</u></p> <p><u>法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和5年財務省令第47号。以下「改正規則」という。）附則第3条第13項（国際最低課税額の計算に関する経過措置）の「これに準ずる会計処理」とは、法第82条第1号ハ（定義）に規定する会社等が同条第2号に規定する企業グループ等に新たに属することとなる場合において、当該企業グループ等に係る同条第10号に規定する最終親会社等の同条第1号イに掲げる連結等財務諸表における当該会社等の資産及び負債の帳簿価額を用いて当該最終親会社等の連結財務諸表を作成するための一連の基礎資料（いわゆる連結パッケージ）を作成する会計処理をいうことに留意する。</u></p>	<p>（新 設）</p>
<p><u>（経過的取扱い(4)…収入金額及び税引前当期利益の額の円換算）</u></p> <p><u>所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号。以下「改正法」という。）附則第14条第1項第1号イ及びロ（国際最低課税額の計算に関する経過措置）の「財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額」に満たないかどうかの判定に当たり、同号イに規定する収入金額及び同号ロに規定する税引前当期利益の額（以下経過的取扱い(4)において「収入金額等」という。）が外国通貨で表示される場合には、当該収入金額等を当該判定に係る対象会計年度開始の日（改正規則附則第3条第3項（国際最低課税額の計算に関する経過措置）に規定する開始の日をいう。）の属する年の前年12月にお</u></p>	<p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>ける欧州中央銀行によって公表された外国為替の売買相場の平均値により、本邦通貨表示の金額に換算した金額を用いて当該判定を行うことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 本文の取扱いは、法人税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第208号）附則第4条第2項（国際最低課税額の計算に関する経過措置）に係る判定を行う場合についても、同様とする。</u></p> <p><u>（経過的取扱い(5)…その他これに準ずる金額の例示）</u></p> <p><u>改正規則附則第3条第14項第1号ロ(1)（国際最低課税額の計算に関する経過措置）の「その他これに準ずる金額」には、例えば、措置法第66条の5の3第1項又は第2項（対象純支払利子等に係る課税の特例）の規定により、同号に規定する資金供与会社等の超過利子額（同条第1項に規定する超過利子額をいう。以下経過的取扱い(5)において同じ。）に相当する金額又は調整対象超過利子額（同条第2項に規定する調整対象超過利子額をいう。以下経過的取扱い(5)において同じ。）に相当する金額（外国におけるこれらに相当するものを含む。）として損金の額に算入される金額（当該超過利子額又は当該調整対象超過利子額が生じた法第82条の2第2項第1号ロ（国際最低課税額）に規定する過去対象会計年度後の各対象会計年度における法人税等（改正規則附則第3条第4項に規定する法人税等をいう。以下経過的取扱い(5)において同じ。）の額を減少させることが見込まれないこと（令和4年12月16日以後に行われる改正規則附則第3条第14項第1号の資金の供与がないものとした場合に、当該過去対象会計年度後の各対象会計年度における法人税等の額を減少させることが見込まれないことを含む。）により当該超過利子額又は当該調整対象超過利子額に係る改正規則附則第3条第5項に規定する繰延税金資産が計上されていないものに限る。）に対応する部分の金額が含まれることに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>経過</u>的取扱い⑥)…国際最低課税額の計算に関する経過措置における国別グループ純所得の金額から控除する金額の取扱い)</p> <p><u>改正法</u>附則第14条第1項第3号(国際最低課税額の計算に関する経過措置)の「同条第2項第1号イ(2)に掲げる金額」は、改正法附則第14条第5項及び第6項の規定を適用して計算した金額となることに留意する。</p>	<p>(<u>経過</u>的取扱い③)…国際最低課税額の計算に関する経過措置における国別グループ純所得の金額から控除する金額の取扱い)</p> <p><u>所得税法等の一部を改正する法律</u>(令和5年法律第3号。以下「改正法」という。)附則第14条第1項第3号(国際最低課税額の計算に関する経過措置)の「同条第2項第1号イ(2)に掲げる金額」は、改正法附則第14条第5項及び第6項の規定を適用して計算した金額となることに留意する。</p>